

特殊勤務手当条例の改正について

(銃器等犯罪捜査従事作業手当の改正及び逃走家畜取扱作業手当、放置違反金等徴収作業手当の新設)

1 銃器等犯罪捜査従事作業手当

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持の禁止等が規定されたことから、当該手当の対象にクロスボウが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕作業等を加えることとするもの。

旧	新
銃器犯罪捜査従事作業手当	銃器等犯罪捜査従事作業手当

2 逃走家畜取扱作業手当及び放置違反金等徴収作業手当

知事部局職員に支給されている特殊勤務手当に係る作業と同種の作業に対し、特殊勤務手当が支給できるよう滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正しようとするもの。

区分	知事部局職員	警察本部
作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法に基づく予防注射、検診、捕獲、薬殺の作業 ・動物愛護法に基づく犬、猫の引取り作業 ・滋賀県動物保護条例に基づく野犬等の収容に係る捕獲作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察職員が遺失物法に基づく逸走した家畜に接して行う拾得または返還に関する作業
手当名称	狂犬病予防等作業手当	手当なし
根拠	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例 第23条	
対象者	保健所、生活衛生課、健康福祉事務所、動物保護管理センターに勤務する	
支給額	1日300円	

新設

逃走家畜取扱作業手当

区分	知事部局職員	警察本部
作業内容	出張して行う県税もしくは県税外収入の滞納処分又は犯則事案の取締りの業務	警察職員が放置違反金等を滞納している者その他関係者に接して放置違反金等の徴収または納付の催告を行う作業
手当名称	県税事務手当	手当なし
根拠	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例 第4条	
対象者	本庁税務課、県税事務所、自動車税事務所に勤務する職員	
支給額	1日550円	

放置違反金等徴収作業手当

知事部局職員と同等の業務の困難性、著しい危険性又は不健康性を有している作業に従事していることから、新たに対象となる手当を設けることにより、任命者間の均衡を図るもの。

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

逃走家畜取扱作業手当	条例第4条・6条に手当を新設	300円/日
放置違反金等徴収作業手当	条例第4条・6条に手当を新設	550円/日